

岩手県高校生登山活動の取扱い

高校生（特別支援学校高等部の生徒を含む。以下同じ。）の登山活動は、その安全対策に万全の措置が必要であることから、実施する時期の制限や、登山計画の作成及び内容の確認について、平成 29 年 12 月 1 日付けスポーツ庁通知「冬山登山の事故防止について」を踏まえ、下記のとおり取扱いを定める。

1 高校生の登山活動の時期

- (1) 厳冬期は、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性が高いことから、本県の山岳エリアにおいて「12 月 1 日から 3 月 19 日の期間の冬山登山を禁止」する。
ただし、積雪量が少なく、標高 1,000m 以下の森林限界を超えない範囲の（具体的には鞍掛山、東根山、赤林山、南昌山、黒森山などこれに準ずる山城）いわゆる里山での、歩行技術等の基礎的内容の習得を目的とした活動はこの限りではない。
- (2) 本県の地理的条件により、残雪がある山において、岩手県高等学校総合体育大会に向けた練習が行われる場合があることから、気象状況、地形、積雪量、参加生徒及び指導者の技量などを十分考慮し、安全対策に万全の措置を取ったうえで、「3 月 20 日から 5 月 5 日の残雪期の登山」を認める。（5 月 5 日が土曜日または日曜日の場合は 5 月 6 日）
- (3) 5 月 6 日（5 月 6 日が日曜日または振替休日の場合は 5 月 7 日）から 11 月 30 日の期間の登山と里山での活動においても、遭難事故等が発生する恐れがあることから、天候、装備、参加生徒及び指導者の技量や体力などを十分考慮し、安全対策に万全の措置を取ったうえで実施すること。
- (4) 県外の山岳エリアにおける登山活動についても、原則として本取扱いに準ずるものとする。

2 登山活動の目的及び活動場所

- (1) 登頂を最大の目的とはせずに、歩行技術や生活技術等の習得を目的とする活動とすること。
- (2) 活動場所については、登山の獲得目標を踏まえた適切な場所であるとともに、時期、気象状況、地形、斜度、残雪量、参加生徒と指導者の技量などから選定すること。また、無線機、携帯電話等の通信環境の確保に留意すること。

3 事前調査及び確認事項等

- (1) 主催する学校及び関係団体（以下、「学校等」という。）は、目的等や地形・気象情報等の事前調査を踏まえて活動場所を選定し、必ず下見や事前確認を行うこと。また、通信環境（無線機、携帯電話等）を確認すること。さらに、GPS 等で活動場所のコースを確認すること。
- (2) 危機管理体制の確立
学校等は、事故発生時対応マニュアルや緊急連絡先を作成し、緊急時に速やかに対応可能な組織、通信手段、関係機関との協力体制を入山前に構築しておくこと。
- (3) 装備品
学校等は、必要な装備品等（個人及び共同の装備品、食糧、通信機器等）を確保し、事前にその使用方法等について習熟しておくこと。

4 登山計画の作成

- (1) 生徒の希望する活動内容を把握し、この活動による獲得目標も明確にすること。それに基づいて、全体としての活動目的を明確化し、参加者の体力や技術に応じた計画とすること。
- (2) 様々な事態に備え、必ず荒天時の計画（対策、エスケープルート等）を作成すること。
- (3) 生徒が事前に活動内容等（気象の基礎知識、遭難対策を含むことが望ましい。）について学習する機会を設けること。
- (4) 事前に保護者に登山計画等を示し、承諾を得ること。
- (5) 参加者は、山岳保険に加入することが望ましい。なお、残雪の多い山における活動の際は、すべての参加者が山岳保険に必ず加入すること。
- (6) 各学校等で作成した計画書は、岩手県教育委員会へ提出すること。

5 登山計画の事前確認及び計画書の提出について

- (1) 岩手県教育委員会で取りまとめた登山計画書は、「岩手県高校生登山活動に関わる確認会議」において事前確認を受ける。
- (2) 岩手県高校生登山活動に関わる確認会議の構成員は、岩手県高校生登山活動に関わる確認会議設置要綱のとおりとする。
- (3) 岩手県高校生登山活動に関わる確認会議による事前確認等は、次のとおり行うこととする。

ア 事前確認

- ・ 残雪期（3月20日から5月5日（*5月5日が土曜日または日曜日の場合は5月6日）まで）の登山計画は、構成員が計画の不備や不足を確認のうえ、実施の適否について書類による確認を行う。
- ・ 構成員は、登山計画書に関する助言や指導を付記した結果を岩手県教育委員会に報告することとし、岩手県教育委員会は、その結果を踏まえ、実施の適否について当該の学校等に通知する。
- ・ 助言や指導を受けた学校等は、指摘事項について速やかに改善し、登山計画書を再提出する。

イ 情報共有

- ・ 5月6日（*5月6日が日曜日または振替休日の場合は5月7日）から11月30日までの登山計画は、構成員で情報を共有し、必要に応じて助言及び指導を行う。
- ・ 里山で活動する場合の登山計画書は、構成員で情報を共有し、必要に応じて助言及び指導を行う。

ウ その他

各種大会や講習会等への参加に係る登山については、事前確認の対象外とする。
なお、岩手県高等学校体育連盟登山専門部が主催する講習会等については、開催要項と参加者名簿（様式不問）を提出すること。

(4) 計画書の提出について

登山計画書（様式参照）は、学校長の承認（決裁）を得たうえで、次のとおり提出すること。

ア 提出期限

[残雪期の登山計画]

【3月20日～4月14日の計画】 「3月7日」

【4月15日～5月5日の計画】 「4月5日」

[残雪期以外の登山計画] ※ 里山での活動を含む

実施日（登山計画日）の「1週間前まで」

イ 提出方法

作成した登山計画書（PDF ファイル）は、メールにて提出すること。

ウ 提出先

「岩手県教育委員会事務局保健体育課（学校体育担当）」あて

E-mail DB0006@pref.iwate.jp

6 登山計画書の取扱いについて

- (1) 登山計画書は、保護者に写しを渡すとともに、関係者で共有すること。
- (2) 登山計画書又は登山届を警察等の関係機関に提出すること。

7 登山活動後の報告

- (1) 残雪期（3月20日から5月5日）の登山活動については、活動終了後、登山報告書（様式参照）を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

活動終了後、速やかに提出すること。

イ 提出方法

作成した様式（Excel または Word ファイル）をメールにて添付送信すること。

ウ 提出先

「岩手県教育委員会事務局保健体育課（学校体育担当）」あて

E-mail DB0006@pref.iwate.jp

- (2) 活動時期に関わらず、登山活動中に事故や怪我等が発生した場合は、当該の学校等から岩手県教育委員会事務局保健体育課に速やかに報告すること。
- (3) 活動終了後は、最寄りの警察等に電話で報告すること。

平成30年2月20日制定

平成31年2月20日一部改定

平成31年4月11日一部改定

令和2年2月18日一部改定

令和2年4月7日一部改定

令和4年3月2日一部改定

令和6年4月18日一部改定

登山計画書の提出及び事前確認の流れ

